

平成24年10月24日から
平成24年10月24日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成24年標茶町議会第4回臨時会会議録目次

第 1 号（10月24日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第61号 車両の取得について	6
議案第62号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	8
閉議の宣告	10
閉会の宣告	10

平成24年標茶町議会第4回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成24年10月24日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第61号 車両の取得について
- 第 5 議案第62号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 館田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 11番 熊谷 善行 君 |
| 12番 深見 迪 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（2名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 10番 田中 敏文 君 | 13番 川村 多美男 君 |
|-------------|--------------|

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総務課 長 | 島田 哲男 君 |
| 企画財政課 長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課 長 | 武山 正浩 君 |
| 管理課 長 | 後藤 英之 君 |
| 住民課 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 農林課 長 | 牛崎 康人 君 |
| 建設課 長 | 井上 栄 君 |
| 水道課 長 | 妹尾 茂樹 君 |
| 育成牧場 長 | 類瀬 光信 君 |
| 病院事務 長 | 蛭田 和雄 君 |
| やすらぎ園 長 | 山澤 正宏 君 |
| 教 育 長 | 吉原 平 君 |
| 教育管理課 長 | 高橋 則義 君 |
| 指 導 室 長 | 青木 悟 君 |

平成24年標茶町議会第4回臨時会会議録

社会教育課長	伊藤正明君
会計管理者	今敏明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	服部重典君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成24年標茶町議会第4回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員12名、欠席2名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
11番・熊谷君、 12番・深見君、 1番・松下君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 第4回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、車両の取得及び標茶町手数料徴収条例の一部改正について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたく存じます。

なお、次の五点について補足いたします。

一点目は、「釧路管内8市町村防災基本協定の調印について」であります。

9月24日、釧路管内全市町村による地震や津波などの大規模災害時に人的支援や物資提供

などの協力支援体制を柱とした「釧路管内8市町村防災基本協定」を締結いたしましたので、ご報告いたします。

この協定は、平常時及び災害時において、管内市町村が相互に協力することにより、災害対策強化並びに災害発生時の迅速な応急活動を実施し、被害の軽減、被災者の救護を図り、住民の福祉増進に資することを目的としております。

主な内容として、平常時の相互協力では、防災に関する資料、情報の相互提供、防災訓練の参加協力、共同実施等、広域的災害対策に関する調査研究等を定めており、また、災害時では、救護及び応急復旧に必要な職員の派遣、ボランティアの斡旋などの人的応援、救援、救助活動に必要な車両等の提供、医薬品、生活必需品などの物資及び資機材の提供、代替事務所及び被災者のための避難所提供などが謳われております。

東日本大震災以降、各市町村は災害対策強化を大きな柱の一つとして取り組んでおりますが、今回の協定締結を機に地震・津波のほか火山の噴火や風水害などあらゆる災害を想定し、管内市町村間が情報共有をしながら、共に支える協力体制の構築強化を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目は「町立病院小児科外来の診療日数の拡大について」であります。

ご承知のとおり、町立病院の小児科外来は、毎週月曜日と毎月1回火曜日を加えた診療を行っております。小児科で実施しております、ヒブ、肺炎球菌、BCG、MR、三種混合ワクチン等各種予防接種のほか、今月からインフルエンザワクチン予防接種が始まりましたことから、小児一般患者の診療時間を確保するため、兼ねてより医師派遣元であります旭川医大小児科医局へ診療日数の拡大について要請してまいりました結果、前年度と同じ今年から来年3月までの6ヵ月間、医師を毎月1日、延べ6日の追加診療派遣をいただくこととなりました。

医師派遣をいただきます旭川医大小児科医局のご理解とご協力に感謝いたしますと共に、来年度の診療体制については改めて協議することになっており、診療日数の拡大について今後も引き続き、要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

三点目は、「行方不明者の捜索について」であります。

10月16日に発生いたしました「行方不明者の捜索について」ご報告いたします。

釧路市在住の79歳になる男性が、午前6時頃、家族に「標茶にキノコを採りに行く」と言っておくが、戻らないことから、家族が行方不明者をGPSで検索したところ所在が雷別付近であることを確認し、探しに行くが発見に至らず、家族から午後8時1分に110番通報により捜索願が出されました。

役場では、午後9時36分に弟子屈警察署から捜索協力の依頼があったことから、担当職員が登庁し対応の協議を開始しました。警察から、午後10時7分に、GPSの情報により車両は発見するも、本人発見できず、本日の捜索は終了し、明朝6時から捜索を開始することを確認したことから、翌日の出動体制を整えたところであります。

翌、17日の捜索は、6時に役場に集合、警察の捜索方針により順次現地に入り捜索を開始し、7時7分に行方不明者が歩いているところを無事発見しました。

今回の捜索には、待機の職員も含めて役場職員26名、標茶消防署13名、標茶消防団10名、標茶町猟友会2名、弟子屈警察署13名の総勢64名で対応に当たったところであります。

今後とも、警察からの要請に基づき関係機関、団体等との連携のもと適切な対応に、努めてまいり所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

四点目は、「油流出事故について」であります。

10月1日及び10月17日に発生をいたしました2件の「油流出事故について」ご報告いたします。

10月1日の事故は、12時20分、町民からオモチャリ川に油膜が見られ、数日前から異臭があったとの通報があり、ただちに現地を確認、標茶消防署に応援要請とオイルフェンス2本の設置を行い、関係機関へ油流出事故速報を行いました。原因箇所の調査の結果、主要道道厚岸標茶線の雨水枡に不法投棄されたと推測される廃油類が降雨により、排水管を通じ、町道ルラン通りの砧（きぬた）橋下流で釧路川水系準用河川オモチャリ川に流出したと思われます。

釧路開発建設部釧路河川事務所、釧路建設管理部等と現地で調整を行い、最終的にオイルフェンス5本を設置、消防車両の放水による草等に付着した油を浮かせる処理、流入箇所の道路汚水枡6カ所の清掃を行い、3日にはオモチャリ川内の油が付着した草の刈取り、撤去を行いました。その後、経過観察を行いました。新たな油膜の発生などが確認されないことから、5日11時にオイルフェンスの撤去を行い終息となりました。

次に、10月17日の事故は、16時30分、町民から釧路川にかかる開運橋上流にある標茶樋門の水路で油が浮いているとの通報があり、ただちに現地を確認、標茶消防署に応援要請とオイルフェンス2本の設置を行い、関係機関へ油流出事故速報を行いました。

原因箇所の調査の結果、標茶樋門上流部で油の浮遊が確認され、オイルマットを投入しましたが、その先については、目視では確認されませんでした。翌18日、再度標茶樋門に流入する水路について全て確認を行いました。新たな油の流入は確認されなかったことから、釧路開発建設部釧路河川事務所との協議の結果、午前10時にオイルフェンスを撤去し終息となりました。

2件の油流出事故については、警察署の協力を得て原因を調査中ではありますが、いずれも原因者の特定は困難な状況であります。一旦事故が発生すると、下流域の生活や生産、自然環境への影響もあり、また元の状態に戻すまでには非常に多くの時間と経費が必要となります。さらに、原因者が特定された場合には、経費の負担を求めることとなることなど、その影響の大きさを広報等を通じ周知し、事故防止を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

五点目は、オータムフェストの参加状況についてであります。

「北海道の食」をテーマとし、道内各地のこだわりの素材や特産品の展示販売を通じて、市町村のPRや地域の活性化などを目的とした「札幌オータムフェスト2012」に本町からも参加いたしましたので、その状況についてご報告申し上げます。

札幌大通公園を会場に開催され、本年は9月21日から24日までの4日間、観光協会、農協、生産者、町が連携して臨み、本町のゆるキャラであります「ミルクックさんとハッピーくろべえ」を活用し、「しべちゃ牛乳」、「星空の黒牛」、「ワカサギの佃煮」、「飲むヨーグルト」などのPR販売を行いました。

札幌オータムフェストの参加は今回で5回目となりますが、多くの来場者の皆さんに「し

べちゃ町」のPRと本町物産を知っていただくことができ、また、来場者の反応に手ごたえを覚え、今後の可能性を感じたところであります。

これからも、生産者、事業者、町が連携してさまざまな機会をとおり、本町の魅力と優良な物産等のPRに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第61号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第61号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君）（登壇） 議案第61号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、ディサービスセンターで管理、使用しております平成3年に購入し、走行距離数47万1,000キロに達しました車椅子付通所者送迎用車両を新車に更新するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第61号、車両の取得について。

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

- 1、取得車両の名称及び数量 小型バス（車いす乗降対応車）1台
- 2、規格及び型式 コースター SDG-XZB50-VTPANM
- 3、取得価格 871万5,000円
- 4、取得の相手方 住所、川上郡標茶町常盤4丁目11番地、氏名、釧路トヨタ自動車株式会社標茶店、店長菅野次夫。

なお、入札につきましては、配付資料のとおり10月18日に町内業者5社にて施行いたしました。

以上で、議案第61号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 二点ほどお聞きをしておきたいと思います。

まず一点であります。この入札をした価格、そして予定価格を立てているわけですが、予定価格はどういう根拠で立てられたのか。

それともう一点は、介護保険の特別勘定9月にありましたけれども、道補助を受けるわけであり。道補助を受けるということになりますと当時900万円ちょっとの予算の内容でありますから、今回その予算を割っての予定価格または契約金額になっております。というふ

うになると補助金の取り扱いはどのような取り扱いになるのか、この中にはもうすでに補助指令がきて実績報告でまた上げて補助金の調整をしなきゃならないのか、その辺の調整をお聞きしておきたいと、その二点です。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 私のほうからは、予定価格の算出根拠でございます。

一つが車椅子を二脚乗車時に座席が22席、それから、全自動の車椅子の昇降用リフトを付けた車両本体が一つでございます。もう一つは、自動スイングドアですとか、スタッドレスタイヤ等特別装備を含んだ装備、車両本体と装備の二つでございます。

○議長（平川昌昭君） やすらぎ園長・山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） 補助金の関係につきまして私のほうからお答えしたいと思います。

今回の道の補助金の関係ですが、補助金の算出方法でございますが、車両購入額と道の補助金の交付基準額と比較をして、少ない額の二分の一以内というのが、道の補助金の交付の内容となっております。今回車両購入価格でいうと、9月の議会で予定をしていた予算額との比較でいうと約27万円ほど減額になってございますけれども、この今回の購入金額と道の交付基準額、これを比較したときには道の補助金の交付基準額のほうが低いので、今回の補助金としての額は変更ないと、当初予算では見込みとして道の補助金を346万5,000円と見込んでおりますけれども、車両購入価格が27万円ほど今回落ちておりますけれども、補助金については当初予算どおり変更ないというふうに私は判断をしているところでございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） こういうことですか。契約は871万5,000円なんですけど、この金額の半分を超えてないから、補助金の345万何がしは変わらないんでないんだらうかと、もらえると。予算額では27万円ではなくて40万円ぐらい違うのかなっていうふうに見てたんですけども、そういう解釈でいいのかな、ちょっと私もあれなんですけれども。

それから、予定価格の基本なんですけど、例えば本体はこういうようなことで金額をこう見積ったんだと。タイヤだとか、付属だとかそれから車椅子の関係では、こういうふうにして予定価格を立てたんだと。そういうことで全体はいくらの予定価格を組みましたと。こういうふうにして数字がわかりませんか。わかれば教えてください。

○議長（平川昌昭君） やすらぎ園長・山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） 補助金の関係、私のほうからもう一回説明させていただきます。

9月の議会では役務費、備品購入費、公課費ということで915万2,000円の補正を組まさせていただきました。今回の補助金の関係で申しますとこのうち備品購入費いわゆる車両本体とリフト付の送迎車両ということでの備品購入費、9月の議会では898万5,000円が補助の対象経費と見込んでおりましたので、それと道の補助金の交付基準額というのは、693万円でございます。ですから比較して少ないほうの金額となれば693万円になります。こちらの二分の一以内の補助というかたちになりますので、9月の議会のときには346万5,000円の道補助を見込んでおりました。今回入札をして、車両購入経費としては871万5,000円ほどとなっておりますので、交付基準額693万円は今回も変わらないかたちになりますので、道の補助金とし

ては変わらないという判断をさせてもらっているということでございます。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） お答えいたします。

車椅子昇降リフト付等の車体の価格が741万円であります。それとその他装備が148万7,700円。先ほど言いそびれましたけれども、複数メーカーによる参考見積りを徴して価格設定をいたしました。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は、原案可決されました。

◎議案第62号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第62号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第62号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、予防接種実施規則の一部を改正する省令（昭和24年厚生労働省令第137号）が平成24年9月28日に公布され、平成24年11月1日から施行されますが、これにより、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、（通称「ポリオ」といわれております）及び破傷風の定期の予防接種について、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンといわれる、これが新たに開発されました「4種混合ワクチン」というものでありますが、これが導入されることになったことから、標茶町手数料徴収条例について所要の改正を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第62号、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3項第1号中、第3項第1号というのは、手数料条例の中の保健、福祉に関するこ

との中の予防接種にかかわる分であります。

1類疾病、ア、百日せき・ジフテリア・破傷風（三種混合）0円、イ、急性灰白髄炎0円、ウ、風しん0円、エ、麻しん0円、オ、日本脳炎0円、これを、1類疾病、ア、百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎（四種混合）0円、イ、百日せき・ジフテリア・破傷風（三種混合）0円、ウ、急性灰白髄炎0円、エ、風しん0円、オ、麻しん0円、カ、日本脳炎0円に改めるものであります。先ほど説明しました百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎につきましては四種混合として11月1日から新たに使えるようになったことから、この表の中に新たに追加させていただきます。なお、これまでの通称三種混合につきましては、四種混合ワクチンが使用可能となる対象児につきましては、今年の8月以降に生まれた通常予防接種が可能になるのは、3カ月以降速やかに受けるというふうになっていますので8月以降に出生された乳幼児が対象になります。それ以前につきましては引き続き三種混合ワクチンを受けておりますので、経過措置としてこの三種混合ワクチンも必要になるということで、このまま残させていただきました。

附則としまして、この条例は、平成24年11月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第62号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） ただ今議案説明の中で、イの急性灰白髄炎のこの読み方に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

○議長（平川昌昭君） ご質疑ございませんか。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 改めて訂正させていただきます。

急性灰白髄炎が正しい読み方であります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で、平成24年標茶町議会第4回臨時会を閉会いたします。

(午前10時29分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員11番 熊谷善行

署名議員12番 深見迪

署名議員 1番 松下哲也